

施策体系番号

6-1

温暖化対策・緑化の推進

目標(めざす姿)

再生可能エネルギー¹⁰⁷の利用促進が図られ、温室効果ガスの排出が抑制された地球環境にやさしいまちを目指します。また、森林や水辺などの豊かな自然環境の保全、公園などの市街地における緑地の整備、歴史文化等と一体となったみどりのネットワーク化により、市民が暮らしの中で自然と親しみ、憩いとやすらぎのある生活を営むことができるまちを目指します。

現状・課題

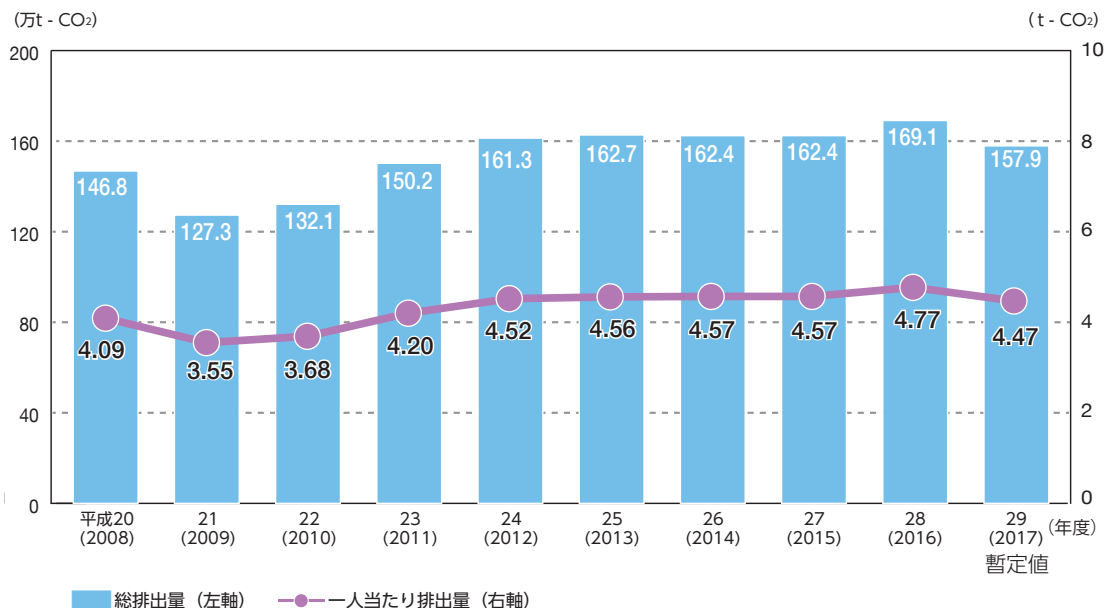
1 地球温暖化対策については、平成27(2015)年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、これまでの京都議定書に代わる新たな国際的枠組みとして「パリ協定」が合意され、全ての加盟国が温室効果ガスの削減目標を設定し削減に取り組み、5年ごとに目標を更新するといったルールが定められました。

国は「令和12(2030)年までに平成25(2013)

年度比26%削減」を目標と設定し、その実現のため、部門別の具体的な施策体系を定めた「地球温暖化対策計画」を平成28(2016)年に閣議決定し、様々な取組が進められています。

本市においては、こうした動向を踏まえながら、引き続き、地球温暖化対策の取組を推進していく必要があります。

高槻市内の温室効果ガス排出量及び一人当たり排出量の推移



¹⁰⁷ 再生可能エネルギー：太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用できると認められるもの。

2 都市のみどりは、やすらぎや癒しをもたらす効果や、環境を改善し、暑さを緩和する効果があります。さらに、ヒートアイランド¹⁰⁸や都市型水害¹⁰⁹の対策としてもみどりの活用が求められ、河川水系を軸に、森林・河川・水辺・農地・公園・緑地・街路樹などを連続的につないだみどりのネットワークの形成が必要です。

本市の北部の森林や芥川などの豊かな自然の保全とともに、安満遺跡公園¹¹⁰、高槻城公園¹¹¹、

摂津峡¹¹²周辺など、市民が身近にみどりを楽しめる歴史文化と一体となったみどりの活用が求められています。

緑化重点地区や地域において、市民や市民団体による緑化の取組が進められていますが、市民や企業の更なる参加・協力や、地域住民の理解・協力による取組を推進するため、市民や市民団体などの活動場所、知識・技術の習得機会、交流機会の提供などの支援が必要です。

施策の方向

1 地球温暖化対策への取組

近年の急激な気候変動の要因となっている温室効果ガスの排出を抑制するため、再生可能エネルギーの普及促進や、省資源・省エネルギーの取組を推進します。

2 みどりの保全・創造・活用

森林・農地・河川などの貴重な自然環境を保全するとともに、「緑化重点地区」を中心とした市街地において、市民・市民団体・事業者・行政が一体となり、駅前広場・公園・街路樹・街角ガーデンなどの連携により、みどりの連続化を推進します。また、豊かな自然と歴史文化を活用したまちづくりを進め、みどりを楽しめる魅力あるまちづくりを目指します。

3 みどりを育てる人づくりの推進

公園などを市民の緑化活動の拠点とし、みどりを育てる人材育成やネットワークづくりを推進するとともに、市民協働によるみどりの維持管理に対する支援を充実させることで、みどりを楽しめるまちづくりを目指します。

¹⁰⁸ ヒートアイランド：郊外に比べ、都市の気温が高くなる現象のこと。

¹⁰⁹ 都市型水害：建物や道路などによって、地中への雨水の浸透が低下し、局地的な豪雨によって雨水が一気に下水道や中小河川へ流れ込むことで、雨水があふれ出し、道路や低地の冠水、地下街での浸水による被害が発生すること。

¹¹⁰ 安満遺跡公園：京大農場跡地と弥生時代を代表する集落遺跡である史跡安満遺跡を活用し、防災機能を備えた大規模公園として整備された。平成 31（2019）年に一次開園され、令和 3（2021）年に全面開園されている。

¹¹¹ 高槻城公園：かつて高槻城が存在したエリアに位置する公園で、城下町再生の核として歴史的な景観づくりのシンボルとするため整備を進めている。

¹¹² 摂津峡：芥川の中上流域に位置し、渓谷の豊かな自然が感じられる景勝地。42.65 ヘクタールある公園の敷地は全て山林地帯で、滝が見られる自然歩道、ハイキングコース、展望台などがあり、市内外の方が気軽に立ち寄れる自然公園として親しまれている。

主な本市の関連計画

環境基本計画、たかつき地球温暖化対策アクションプラン、みどりの基本計画

▶ 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
本市域の温室効果ガス排出量	157.9 万 t-CO ₂ ¹¹³ (平成 29 年度暫定値)	令和 12 年度までに平成 25 年度比で 温室効果ガス排出量を 30%削減
緑視率	17.8% (令和元年度)	22%以上

¹¹³ t-CO₂: 二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出、吸収、貯蔵等の量を、相当する温室効果を有する二酸化炭素の重量に換算した単位。

施策体系番号

6-2

良好な環境の形成

目標(めざす姿)

環境負荷の低い事業活動により快適な市民生活が確立され、河川や水路等が適切に維持管理されることで、良好な環境が保たれるとともに市民にうるおいや憩いをもたらすまちを目指します。

現状・課題

1 日本では昭和 30 年代からの高度経済成長期における工場立地に伴い、これに起因する大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などが、大きな社会的問題となりました。このため、国を始め大阪府や本市では環境法令を整備し、事業活動に伴う大気・水質などに係る基準を定め、事業者に遵守を促すとともに、必要に応じて各種の指導・助言を行うことで、環境負荷の低減を図ってきました。また、本市では大気常時監視局¹¹⁴による測定を通じて大気の実態を把握するほか、河川などの水質や市内各所での騒音・振動の定期的な測定を行い、事業活動等に伴う環境負荷の実態をモニタリングしてきました。

このような長年にわたる取組の結果、今日では

大気汚染や水質汚濁等の状況は、高度経済成長期に比べて大きく改善されています。

一方で、新たな環境問題として、土壌汚染やアスベストへの対応が求められています。また、住工混在の進展や環境意識の高まり等を背景に、騒音・振動・悪臭等に係る相談・苦情が依然として見られるほか、その内容が多様化・複雑化する傾向にあります。

このようなことから、引き続き環境法令に基づく届出・許認可、事業場への立入調査や指導・助言、大気などの環境モニタリングや定期的なパトロール、各種の啓発活動や関係機関との連携などを通じて、環境負荷の低い事業活動による快適な市民生活を確立することが課題となっています。



<芥川（魚取りの様子）>

2 河川については、本市が所管する準用河川等について、近年の気候変動に伴う集中豪雨等も踏まえ適切に維持管理していく必要があります。また、国・大阪府管理河川についても、適切な維持管理がなされるよう河川管理者との連携が必要です。

また、親水空間の整備を進めてきた本市のシンボルとも言える芥川については、引き続き、河川を利用した多様な活動が広がるよう、検討していく必要があります。

¹¹⁴ 大気常時監視局：都道府県知事等が、大気汚染防止法に基づき、生活空間等における大気汚染の状況を常時（24 時間）把握するために、測定機器等を設置している施設。

3 水路やため池等の農業施設については、農業団体や大阪府等とも連携し、適切な維持管理に努めていますが、施設の多くが老朽化しており、その対策が急務となっています。また、市民に農業

施設について理解を深めてもらうとともに、都市における貴重な親水空間として活用していただくため、清掃活動や観察会等を農業団体等と連携して実施しています。

施策の方向

① 良好な環境の確保と次世代への継承

本市の特徴である豊かな水とみどりといった自然環境、高い利便性の中にも憩いと安らぎをもたらす生活環境や都市環境の形成などを通じて、良好な環境の確保と次世代への継承に向けた取組を推進します。

② 関係者との連携による環境課題への取組

環境に係る様々な課題への対応のためには、市民・事業者の自発的な取組が必要不可欠であり、これらの主体への環境意識の醸成と連携に取り組めます。また、広域的な課題に対しては、国、大阪府、近隣自治体と連携を図りながら取り組めます。

③ 事業場に対する環境保全指導

環境法令に基づき、定期的な立入調査や行政測定を通じて事業場の適正稼働を確認するとともに、環境に係る基準を遵守するよう指導します。アスベスト、土壌汚染、土砂埋立て等に対しては、定期的なパトロールや指導・助言を通じて、事業者に対して関係法令の遵守を指導します。

また、工場・事業場等に起因する大気汚染・水質汚濁・騒音振動・悪臭などの苦情や相談に対しては、国・大阪府などの関係機関と連携し、速やかにその原因を把握するとともに、事業者に対して周辺地域との共存を図るよう、適切に指導・助言を行います。

④ 環境モニタリング

大気常時監視局における大気の大気常時監視、河川等の水質や幹線道路沿道等における騒音・振動の定期的な測定など、大気や水質等の状況把握を通じて、市民生活が快適な環境の中で営まれていることを確認します。

⑤ 河川等の環境保全

芥川を始め、河川の豊かな生態系を回復し、様々な活動の場として次代に引き継いでいくため、関係機関・団体等と連携して清掃活動などの取組を進めるほか、利用者のマナー向上や安全利用についての啓発を行います。

また、その他の水路、ため池等の農業施設についても、関係団体等と連携して自然災害に対する予防や適切な維持管理に努めるとともに、都市における貴重な親水空間として活用を図ります。

▶ 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
河川水質 (BOD ¹¹⁵) の環境基準達成状況	100% [3 / 3 地点 ¹¹⁶] (平成 30 年度)	100% [3 / 3 地点]



¹¹⁵ BOD: 生物化学的酸素要求量のことであり、河川の汚れの程度を示す指標。

¹¹⁶ 3 地点: 高槻市では、大阪府公共用水域水質測定計画において設定された定期的な測定地点 (環境基準点) として、芥川の塚脇橋と鷺打橋、檜尾川の磐手社神社の計 3 地点が位置付けられている。

施策体系番号

6-3

廃棄物の排出抑制と 循環的利用の推進

目標(めざす姿)

廃棄物を有用な資源として捉え、循環的に利用することで、持続可能な循環型社会が形成されるまちを目指します。

現状・課題

本市のごみの排出量は、平成14(2002)年度以降、減少傾向が続いていますが、排出量、リサイクル率¹¹⁷、資源化量、焼却処理量等を市民1人1日当たりの排出量で見ると、大阪府内の人口10万人以上の22市の中でほぼ中位に位置しており、一層のごみの減量に努める必要があります。

ごみを燃やすことに伴い発生する二酸化炭素の量を抑制し、地球環境への負荷を減少させるため、市民、事業者との協働により、2R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用)を優先的に推進しながらリサイクル(再生利用)も適切に行い、できる限りごみを発生させない取組を進め、循環型社会の構築を目指していく必要があります。また、食品ロスについては、国において、平成29(2017)年度に国内で約612万トン発生したと推計されており、その削減に努める必要があります。

そのため、小中学生を対象とした環境教育や、自治会等に対する環境負荷やごみの適正排出に係る啓発を継続的に行っていくことや、事業者に対しては、減量化に向けた指導を行うだけでなく、経済的インセンティブが働くような情報の提供を

積極的に行うことが求められます。

また、世界的に問題となっている「マイクロプラスチック¹¹⁸」への対策として、ごみになりにくい商品の製造や簡易包装の推進、プラスチック製買物袋(いわゆるレジ袋)の削減など、ごみの排出の抑制に向けた周知・啓発等の取組が求められます。特に、レジ袋削減については、北摂7市3町と事業者が協働してマイバックの持参促進に取り組んできましたが、令和2(2020)年7月、全国一律でレジ袋の有料化が開始したことから、更なる周知・啓発が求められます。



<エネルギーセンター>
高効率のごみ焼却発電を行う、環境に優しい最新のごみ処理施設に更新

¹¹⁷ リサイクル率:一般廃棄物処理基本計画(平成20年3月改定)で定義している、紙、プラスチック、金属、古布、びん等におけるリサイクル率。計算式は、(市による資源化量+集団回収量+家庭での生ごみ堆肥化量+市内古紙資源化量+多量排出事業所資源化量+学校での堆肥化量+破砕後回収鉄) / (家庭系ごみ発生量+事業系ごみ発生量) × 100

¹¹⁸ マイクロプラスチック:微細なプラスチックごみのこと。生物内への蓄積や含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれることで、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

さらに、本市のエネルギーセンターでは、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収・利用した「サーマルリサイクル」を行い、前島熱利用センターにおいて活用するとともに、高効率発

電システムを第三工場に採用することにより、電気使用量の低減と発電量の増加等を実現しており、今後も、エネルギーの効率的なリサイクルが求められます。

施策の方向

① 2R（リデュース・リユース）の推進

市民や事業者に対する資源物の再資源化や循環型社会の形成についての啓発や小売業におけるレジ袋の有料化、エコショップ認定制度¹¹⁹を始めとする各種制度の更なる周知・啓発などにより、ごみ減量の推進を図ります。

また、食品ロスの削減に向けては、エコショップ認定制度の拡大や市民への啓発などに取り組みます。

② 排出抑制及び適正排出に向けた啓発

ごみの分別排出ルールや地域におけるごみ排出管理の啓発、集団回収の促進など、リサイクル活動の活性化等により、資源の消費や廃棄物排出量の抑制を図ります。

また、清潔で美しいまちづくりのため、市民・企業・活動団体等と協力して、環境美化の推進に引き続き取り組みます。

③ エネルギーセンターにおけるエネルギーのリサイクル

ごみを燃料資源として活用し、高効率発電設備を有する工場を運転することで、積極的なサーマルリサイクル（熱回収）によるエネルギーのリサイクルを行います。

主な本市の関連計画

一般廃棄物処理基本計画

▶ 指標と目標値

指標名	現状値	令和 12 年度目標値
市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	639g (平成 30 年度)	569g (令和 7 年度目標値)
市民 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量	279g (平成 30 年度)	278g (令和 7 年度目標値)
リサイクル率	20% (平成 29 年度)	27% (令和 7 年度目標値)

¹¹⁹ エコショップ認定制度：ごみの発生抑制、減量化、資源化の活動を実践している小売店、飲食店、サービス事業等の店舗をエコショップとして認定し、その取組を市民に広く紹介し支援することで循環型社会の形成を推進することを目的とする制度。